

# 平成23年度第4回認知症対策・権利擁護分科会 会議録

## 1 開催日時

平成23年11月21日(月) 18:30～20:30

## 2 開催場所

北九州市役所 9階 91会議室

## 3 出席者等

### (1) 委員

河原副分科会長、井田委員、緒方委員、野村委員、日浅委員、村上委員、山崎委員  
(伊藤分科会長は欠席)

### (2) 事務局

地域支援部長、介護保険・健康づくり担当部長、高齢者支援課長、介護保険課長、  
事業者支援担当課長、いのちをつなぐネットワーク推進課長、計画調整担当課長、  
精神保健福祉センター所長 他

## 4 会議内容及び発言内容

### (1) (仮称)第三次北九州市高齢者支援計画について

- ・計画書(試案)に対する委員意見・・・・・・・・・・資料1-1
- ・(仮称)第三次北九州市高齢者支援計画(試案第2稿)・・・・資料1-2
- ・第二次高齢者支援計画の進捗状況・・・・・・・・・・資料1-3
- ・第3回認知症対策・権利擁護分科会議事録・・・・・・・・・・資料1-4

### (2) 養介護施設における虐待(疑)事案について・・・・・・・・・・資料2

### (3) 平成22年度介護サービス事故報告について・・・・・・・・・・資料

会議内容(1)は公開、(2)、(3)については非公開で審議を行った。

会議内容(1)について資料に沿って事務局より一括説明を行った。

副分科会長：事務局より内容について説明があったが、この点について当分科会、他分科会に関することにご意見等いただきたい。

委員：徘徊高齢者等SOSネットワークシステムについて、充実強化を図るということだが、家族が警察に捜索願いをを出してからすぐに警察からの情報発信が行われないため、SOSネットワークを使って捜索が出来ないことがある。SOSネットワークが出来ていても、情報発信がない限りシステムの有効活用はできないため、警察からの情報発信がすぐに行われるようお願いしていただきたい。

また、市民後見人の養成を行っており、養成数については資料に記載があるが、市民後見人の後見案件受任件数が記載されていない。裁判所が市民後見人を後見人として指名すると思うが、そ

の数が増えないと市民の成年後見制度の利用に繋がらないと思うので、増えるような施策を考えて欲しい。

高齢者支援課長：SOSネットワークについて、警察に速やかに動いてもらい、警察と区役所の連携が上手くいかないと、徘徊高齢者の早期発見・早期保護に結びつかないと考えている。資料1-1に書いてあるとおり、警察との連携も含めてネットワークの充実強化に今後取り組んでいきたい。また、現在協力を依頼しているタクシー協会やJRといった公共交通機関に加え、例えばガソリンスタンドやコンビニエンスストアといった施設に声かけをして協力機関の拡大を図っていきたくて考えている。それから、認知症サポーターにも協力していただけるような仕組みづくりを考えていきたい。また、SOSネットワークシステムの登録者数の増加やGPSの活用促進などにも取り組んでいきたい。

市民後見人については、職業後見人とは違い、福祉の手続きの手伝いや日常生活費の管理などを中心に市民目線での後見業務を行うことを目指し、平成21年度より北九州市社会福祉協議会の権利擁護・市民後見センター「らいと」で法人後見業務の担い手として活動していただいている。権利擁護・市民後見センターの法人後見案件の受託件数も年々増えており、現在の受託件数は30件を超えている。現在は、27名の市民後見人が権利擁護・市民後見センターで活動しており、成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度の利用が出来るように、引き続き市民後見人の養成に取り組んでいきたい。

副分科会長：若干補足すると、老人福祉法が改正され、市民後見人が法律上認知されて、その養成に向けて努力しなさいということが明記された。現在、福岡家庭裁判所小倉支部が、行政や専門団体と一緒に協議会を開催しており、その中で家庭裁判所としては市民後見人個人への後見業務の依頼は時期尚早として認めないためになかなか話が進まない。しかし、大阪などでは市民後見人個人が後見業務を受任しそれをサポートする組織がしっかりしているということで、市民後見人の数も増えている。北九州でもそういった方向を目指そうといろいろな団体でも考えているところではある。

前回、いろいろな意見が出たものについて、盛り込まれるところは盛り込まれているようだが、他に当分科会の所管事項について、ご意見等あればいただきたい。

委員：資料を読んだところ、前回の意見はだいたい盛り込まれているようである。SOSネットワークの充実強化は、表現はきれいだが実際にどう動くかが問題である。例えば、ネットワークシステムの登録者数を増やすと言っても、具体的にどうするのか。各区に働きかけないと増えない。新規の登録者数はこの10年間でほとんど増えていない。行政だけでなく、我々も協力して登録者を増やす努力をしないといけない。市民センターで何か行事をやる際に登録を促すなど、それぞれの団体も目標を決めて活動していかないといけない。

委員：軽度認知障害対策の参加者数を増やすのに効果的な方法があるのだろうか。

委員：軽度認知障害という名前が一般的にはわかりにくいし、その概念も浸透していない気もする。認知症そのものの理解が出来ていないと軽度認知障害の理解も出来ないなので、そのあたりは難し

いかなと思う。

ものわすれ外来の実績は増えており、毎年2千件を超える新規患者が受診している。その中では軽度認知障害の方はよく見つかっている。その場合は、家族にこういったものであると説明することは出来るが、集団で扱う場合はなかなか難しいと思う。

高齢者支援課長：軽度認知障害対策推進事業は平成21年12月から開始し2年経過した。ご指摘のとおり、参加者がそれほど増えていない。基本的には、各区で実施しているものであり、まずファイブコブ検査でスクリーニングをして、その後もう一度来ていただいて、結果を説明するという2回参加のワンセット事業である。軽度認知障害という言葉が市民にはわかりにくいということで、市政だよりで広報する際には、脳の健康度テストというわかりやすい言葉に代えて周知しているが、なかなか浸透せずに苦戦している状況である。今年度も各区それぞれ4回ほど実施しており、たくさんの方に参加していただくために、PR方法についても少し工夫をしていきたいと考えている。

委員：例えば、ふれあい昼食交流会などで「15～20分程度の脳の健康度を測るテストがあるので参加してください」といったPRをしてみてもどうか。いろいろな場所でいろいろな方が話す機会を利用するとか、民生委員の集まりで地域包括支援センターから説明してもらおうとかいろいろなPR方法が考えられると思う。

高齢者支援課長：そういった地域での会議の場などでPR出来れば事業の周知が図れると思うので、是非やっていきたいと考えている。

委員：軽度認知障害対策のテストは、点数が出るようなものなのか。昔、基幹型の在宅介護支援センターで認知症の啓蒙活動を行う際に、「認知症になるとこうなりますよ」といった説明をしていた。その際、地域の方は話を聞きながらすごく緊張しているのがよくわかった。そのとき感じたことは、ちょっとした物忘れは誰でもなるものだし、認知症になっても明るい「笑える認知症」といったようなことや、認知症になっても生活の工夫で随分救われるといったことを説明するべきだったということである。童謡の「ぞうさん」を作詞された方がご夫婦で認知症になられて、その日常生活がTVで放送され、その生活がすごくユーモラスで、見ていてとてもほのぼのとするものだった。認知症の啓蒙活動をする際にも、真剣に「この点数以下は認知症予備軍ですよ」といったことをすると、やはりみんな受ける気がなくなるのではないかと思う。そうではなくて、点数が低くても楽しく生活しましょうといったユーモラスな認知症の啓蒙活動が良いのではないかと思う。

副分科会長：ものわすれ外来だけでなく、その他の医療機関も高齢者の受診率は高いと思うが、待ち時間に脳の健康度チェックを配付し、自己採点してもらい心配がある方はものわすれ外来に受診してもらっても良いかもしれない。他にも高齢者が集まるところはたくさんあると思うので、ユーモアがあるような題材を取り入れてもらいながら、ものわすれ外来への早期受診につないでもらうやり方を考えてもらっても良いかもしれない。

委員：行政が作る認知症のパンフレットなどは、外来の目立つところに置いているが、漫画のようにパッと取って読んでもらうようなことはなかなかない。そういう点も考慮してPR冊子を作ってもらおうと良い。行政が作る場合、内容が少し堅いことが多い。

委員：最後まで人間性を失わないような点に焦点を絞ってもらい、いつでも誰でも安心して認知症になっていいよってというような内容があればいいなと思う。

委員：いろいろな講演会でも理論的に話されるよりも体験談を話していただいたほうがより共感を覚える。

委員：いろんな認知症の方を診ているが、例えばアルツハイマー型認知症の方ですごく社会的になり、いつもニコニコしていて同じことを繰り返し言うのだけが周りを和ませてくれるような方もたくさんいる。一方で、人間関係で孤立していたりとか周りの対応が悪く、問題行動があったり不機嫌になったりする方もいる。いろんなケースがあるので、楽しく明るく認知症になるというのは難しいところがある。自分が認知症になるのは少し怖いイメージがある。「認知症になっても80歳を過ぎると症状の進行が遅いため、心配する必要はない」くらいの感じで、文字ではなく漫画を読んでいくとこういう点に注意しないといけない。もう少しこういうことを知りたいなあと思わせるようなパンフレットを作ってもらい、かかりつけ医のところに置いてもらえると良いと思う。テストにしても、文字ばかりなので、もう少し親しみのもてるものが良いと思う。

副分科会長：社会福祉協議会で作っているパンフレットにおばあちゃんの絵が描いてある。そういった絵を利用しても良いかもしれない。

高齢者支援課長：小・中学校で認知症サポーター養成講座を行うことがあるが、小学校では目で見てわかるように紙芝居を使って説明している。内容は、おばあちゃんが認知症になって最初は子供も孫も最初は戸惑うが、認知症のことを理解してハッピーエンドに終わるというもので子供たちも静かに関心を持って聞いてくれる。また、中学校ではクイズ形式で認知症についての理解を深めてもらうようにしている。成人の方についても、そのような題材を使って気楽に勉強できる仕組みを作れば良いと考えている。

委員：若者の間で認知症にはなりたくないねという話題が出ていると聞いているが、そのようにしてしまったのも私たち大人の責任があると思う。認知症になるとこんな怖いことがあるとか、家族が困るといった情報が多いので、認知症になっても安心して暮らせるということを若いうちから周知して欲しいと思う。ある方の話では、認知症になった方を家族がこうしなさいとか規制をするのではなく、便とかそういったことでも本人の好きなようにさせておいたほうが良い場合もあると聞いたことがある。

副分科会長：難しい問題で、今後の課題もたくさんあると思うが、認知症になっても安心して暮らせるということを積極的にPRしていく必要があると思う。

委員：アルツハイマーの診断を受けた方が、「アルツハイマーになって家族にこういう迷惑をかけたが家族が暖かくサポートしてくれている」という講演を聞いたことがある。アルツハイマーの特性についてはある程度知識を持っていたつもりだが、その話を聞いたときにアルツハイマーになった方は頭の中がぐちゃぐちゃになったように感じていたが決してそうではないことが分かったし、そういうイメージを持つことは良くないと思った。

副分科会長：10年くらい前に、認知症になったイギリスの女性が認知症になった人の思いを語っているのを見たことがある。そういったものをみんなに見てもらうのも良いかもしれない。当分科会以外の分科会について、何か意見があれば伺いたい。岡山県で高齢者用のマイクロバスを無料で走らせて、買物難民を防止しているというニュースがあった。北九州市は坂が多い町で、八幡東区の丸山地区では動く歩道を作ろうといった話もあったくらいだが、山の上や高台の上のほうではスーパーや商店がなくなっていることも考えられる。買物難民になる可能性がある地域の把握は出来ているのだろうか。

高齢者支援課長：買物難民対策というのは、国が2年ほど前から各自治体でも積極的に取り組んで欲しいということで話もあっている。北九州市では、例えば朝市を開くとか、定期的に地域で市を開くとか、若松では地域の介護施設がデイサービスの車を使って、地域の高齢者の方を月に一度若松の市街地にある市場に連れて行って買物してもらったりしている。あるいは、建築都市局がおでかけ交通として、西鉄バスが廃止した路線などに地域のタクシー会社をお願いをして、マイクロバスなどを走らせて、買物や通院に利用してもらうことを補助事業としてやっている。各区で状況は違うので、買物難民になる人が多いだろうという地域はおおよそ把握されていて、そこにあったような対策を個別にやっているのが現状である。

委員：買物難民対策で、若松でやっているのは若松区役所と特別養護老人ホームで勉強会をしているときに、買物支援と銭湯に連れていこうという話が出たことがきっかけである。毎月1回、行政に窓口になってもらい、最近は小学生・中学生と一緒にきてもらっている。特別養護老人ホームの車を使おうとなったのも行政との勉強会の中で出たものである。今は自立の高齢者や要支援1,2くらいの方を対象は限られているが、今後、認知症高齢者などに広げていけるかはこれからの課題になってくると思う。一番心配していたのは、安全面での対策だったが、区役所の方が一日張り付けてくれた。こういう取り組みは確か八幡東区でやっていたのではないかな。

いのちをつなぐネットワーク推進課長：今委員が言われた若松区での取り組みは「買物送迎サービス」という区の推進協議会の中の特養ネットワーク研究会と一緒に取り組んでいるものである。八幡東区の取り組みは、ジャンボタクシーなどを利用して買物支援をするというもので、枝光から始まったものである。

それから、副分科会長が言われた地域の把握に関しては、買物難民とは地域に商店街があるかどうか、その地域が高台に位置するかどうか、交通の便が良いかどうか等を考慮して、地域の立地の要素などの建築の要素が大きかったり、また商業的要素も大きく関わったりする。これに関しては、地域包括分科会の中で住みやすい街づくりということで買物の機会についても大切な要素として議論している。具体的には、資料の各論3の3 - 27ページの基本的な施策2「安心して

行動できる生活環境の整備」のなかに買物の機会の確保という記載があり、3 - 28ページ記載の「地域カルテづくり事業」という地域振興課所管事業にいろいろな要素が盛り込まれていることから、まずは地域の課題を洗い出すということから始めようとしているところである。

委員：資料1 - 2の3 - 3ページを見ると、地域包括支援センターの相談件数が平成21, 22年度と20万件を超えている。これだけの相談件数をこなしていけるだけの体制になっているのか、また今の体制のまま、増加していく相談件数に対応していくのか。

いのちをつなぐネットワーク推進課長：地域包括支援センターは出前主義をとっているので、電話を受けて必要があれば訪問している。20万件の相談件数の中で電話相談は14万件ほどで最も多く、次いで訪問による相談となっている。これだけの件数をこなしているのに、余裕はない状況ではある。そのなかでも、こういったケースの対応が困難か分析したところ、電話や訪問で解決できるまたはサービス利用に繋がれるといったものは解決が早いけど、ひとり暮らしの認知症高齢者や関係を拒むケースなどの支援困難事例として継続し対応が難しくなる。それに対応するため、今年10月を基準に地域包括支援センターの体制変更を行い、各区統括支援センターのある区役所に地域包括支援センター職員の集約を行った。これは地域包括支援センターの職員が訪問することが多いため、残った職員が支援困難事例に対応する際に相談できる人がいない、また同じ職種同士で対応について協議したい、統括の係長とすぐに相談したいといったことへの対応のためである。地域包括支援センター職員数の増加も考えているところではあるが、まずは今いる162人の職員にいかに効果的に仕事をしてもらえるかを考えて集約を行ったところである。

副分科会長：他に意見がないようであれば、第三次高齢者支援計画についての審議を終了したいと思う。

今後の認知症対策・権利擁護分科会の報告書作成について、分科会長・副分科会長に一任していただくことで了承を得て(仮称)第三次北九州市高齢者支援計画についての審議を終了した。

養介護施設における虐待(疑)事案及び平成22年度介護サービス事故報告については、個人情報、法人情報等が含まれるため、一般傍聴者退室後、非公開にて報告・審議等を行った。